

指宿広域クリーンセンター
長期包括的運転管理業務委託

実施方針等に対する質問及び意見への回答

令和3年2月12日

指宿広域市町村圏組合

■実施方針に対する質問及び意見への回答

No.	質問・意見	頁	項目番号	項目名	質問・意見の内容	質問・意見への回答
1	意見	5	I 1 (5) オ	事業者の収入	<p>「委託料は物価変動に基づき、年1回改訂することができる」とありますが、近年の類似事業においては、対象費用ごとに最適な指数を用いている例がありますので参考にお示しいたします。これを用いますと、作業の手間はかかるものの、より実態に即した物価変動を当該契約に反映できるのではないかと考えます。</p> <p>①人件費【「毎月勤労調査（全国平均）/賃金指数/調査産業計（所定内給与）」（厚生労働省）】 ②事務費・保険料【「企業向けサービス価格指数/総平均」2015年基準（日本銀行調査統計局）】 ③電気基本料金【産業用電力A基本料金（九州電力株式会社）】 ④分析費・清掃費等委託費【「企業向けサービス価格指数/諸サービス/廃棄物処理」2015年（日本銀行調査統計局）】 ⑤補修費【「企業向けサービス価格指数/（小類別）機械修理」2015年基準（日本銀行調査統計局）】 ⑥変動費【改定指数を用いた見直しは行わない】</p>	物価変動で用いる指数については、事業契約締結までに協議を行い決定します。
2	質問	9	II 3 (1) エ	入札参加者の構成等	<p>S P Cの資本金について5000万以上とするとありますが、本事業の規模（想定事業費）や内部収益率(E-IRR)を考慮しますと資本金額が大きすぎると感じます。資本金の大小がすなわちそのままS P Cの安定性に繋がるものでもないため、資本金額については提案としていただけませんか。S P Cの倒産回避策についてはリスク回避の項目で提案可能です。</p>	委託料の四半期分程度を想定して設定していますが、入札説明書に示します。
3	質問	9	II 3 (2) エ	入札参加者の要件	<p>「一般廃棄物を対象としたストーカ炉方式（処理能力27 t /日×2炉以上）について1年以上の運転管理実績を1件以上有していること」とありますが、本事業には運転管理業務だけでなく維持管理業務も含まれた長期包括委託業務であるという観点より、ここでいう「運転管理実績」は維持管理も含まれた長期包括委託の受託実績であると考えて宜しいでしょうか。</p>	当該要件は運転管理者に対して求めるものであり、維持管理を含むものに限定しません。

No.	質問・意見	頁	項目番号	項目名	質問・意見の内容	質問・意見への回答
4	質問	12	Ⅱ5(2)	SPCの設立	設立するSPCの本社所在地について、指宿広域クリーンセンター内として宜しいでしょうか。	不可とします。

■要求水準書（案） に対する質問及び意見への回答

No.	質問・意見	頁	項目番号	項目名	質問・意見の内容	質問・意見への回答
1	意見	6	第1章第2節 1.2.11	保険への加入	貴組合は、「全国自治会建物災害共済（火災・落雷等）」に加入されているということですが、受託者側も火災保険へ加入しますと、1つの施設に対して2つの火災保険に加入することになります。これは事業費の増大化につながるばかりか、2保険を同時に使用することはできないため費用対効果面においてもいかながなものと推察致します。施設としては一つの保険で十分ではないかと考えますがいかがでしょうか。 受託者側の不備により当該共済保険を活用した場合は、活用に伴って貴組合が被った損害（支払う保険料金の増加等）を受託者に負担させるようにしたらいかがでしょうか。	本業務では、SPCの設立を義務付けており、共済保険を活用する場合においてもその求償先はSPCとなることから、SPCにおいて再調達価格をカバーできる保険の義務付けを求めます。
2	質問	17	第2章 2.1.1(2)表 2-1	管理運営必要資格（参考）	電気主任技術者については、電気主任技術者の所属する保安協会に保安業務を委託することで選任しないという選択も可能であると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	質問	24	第4章第1節 4.1.2.10	車両の仕様	現在の委託においては、当該車両の車検に伴う法定費用（重量税、自賠責保険）については貴組合所掌でしたが、次期包括は受託者負担と考えて宜しいでしょうか。	入札説明書にて示します。
4	質問	25	第4章第1節 4.1.8	最終処分場への搬出	指宿広域クリーンセンターから指宿広域管理型最終処分場への焼却残渣等の運搬に関し、一般廃棄物の運搬収集許可取得は不要と考えて宜しいでしょうか。 受託者（SPC）は貴組合より委託された本事業に係る業務のみを実施するために設立される特別目的会社のため、本事業外の収集や運搬を生業として益を得ることはありません。	本施設から排出する残さの排出事業者は組合となるため、自社運搬には当たらず、運転・維持管理を行うSPCが運搬を行う場合は、一般廃棄物運搬業許可の取得が必要となります。

No.	質問・意見	頁	項目番号	項目名	質問・意見の内容	質問・意見への回答
5	質問	29	第4章第2節 4.2.4	搬入管理 (リサイクルセンター)	一度に大量の不燃ごみが搬入された場合には、プラットホーム内に保管しておくスペースが限られることから別途に仮置場を考慮する必要があると考えますが、現時点で貴組合で想定されている場所等がありますでしょうか。現在の包括事業においては、1日20トンを超える大量の不燃ごみの持ち込みが実績としてありました。	一時仮置場として旧ストックヤードを想定しています。
6	質問	29	第4章第2節 4.2.4	搬入管理 (リサイクルセンター)	指宿市では、10月よりスプレー缶の穴明けをせずに回収されるようになりますが、これは個別回収されると考えて宜しいでしょうか。また、スプレー缶の回収については南九州市も指宿市と同様にはならないでしょうか。不燃ごみ袋に同封されたスプレー缶を作業者が破袋し選別すると、非常に手間がかかりますので人員増加の要因となります。	南九州市も同様の取り扱いとなり、不燃ごみ袋にスプレー缶のみを入れた状態で他の不燃ごみと混載により搬入されます。指宿市は、資源ごみの常設収集所及び地区の分別収集により選別され搬入されます。
7	質問	30	第4章第2節 4.2.5(4)	適正管理	「不燃ごみや粗大ごみ等として搬入したもので、選別・解体することで資源化できるものは、選別・解体し…」とありますが、内容が漠然としておりますので、センターへの持ち込みの多い不燃ごみ／粗大ごみに対し、どこまで解体し、どこまで選別するのかを具体的にお示しいただけますでしょうか。リサイクルの前処理に関しては、貴組合の要望される作業内容によっては人員配置を熟考する必要があると考えております。	粗大ごみについては、ベッドスプリングやソファなど金属が付属する家具類において、そのまま破碎処理や焼却することができない物は、解体の上、金属類を取り外していただきます。また、自転車やほとんどが金属製である物は、そのまま指定保管場所に選別・保管していただきます。不燃ごみについては、閲覧資料で示します破碎機の取扱説明書に示されている破碎不適物を選別し、資源化できる物は指定の場所へ、また、解体が必要な物は、解体した上で処理していただきます。